

「遺産整理業務」のご案内

相続人のみなさまに代わり
さまざまな相続手続きの
お手伝いをいたします。



相続の手続きは、金融機関への残高証明書の発行依頼をはじめ、遺産の分割協議、それにとまなう不動産や有価証券、預貯金等の名義変更など、通常あまり経験することのないさまざまな手続きが、ご遺族の方に求められます。

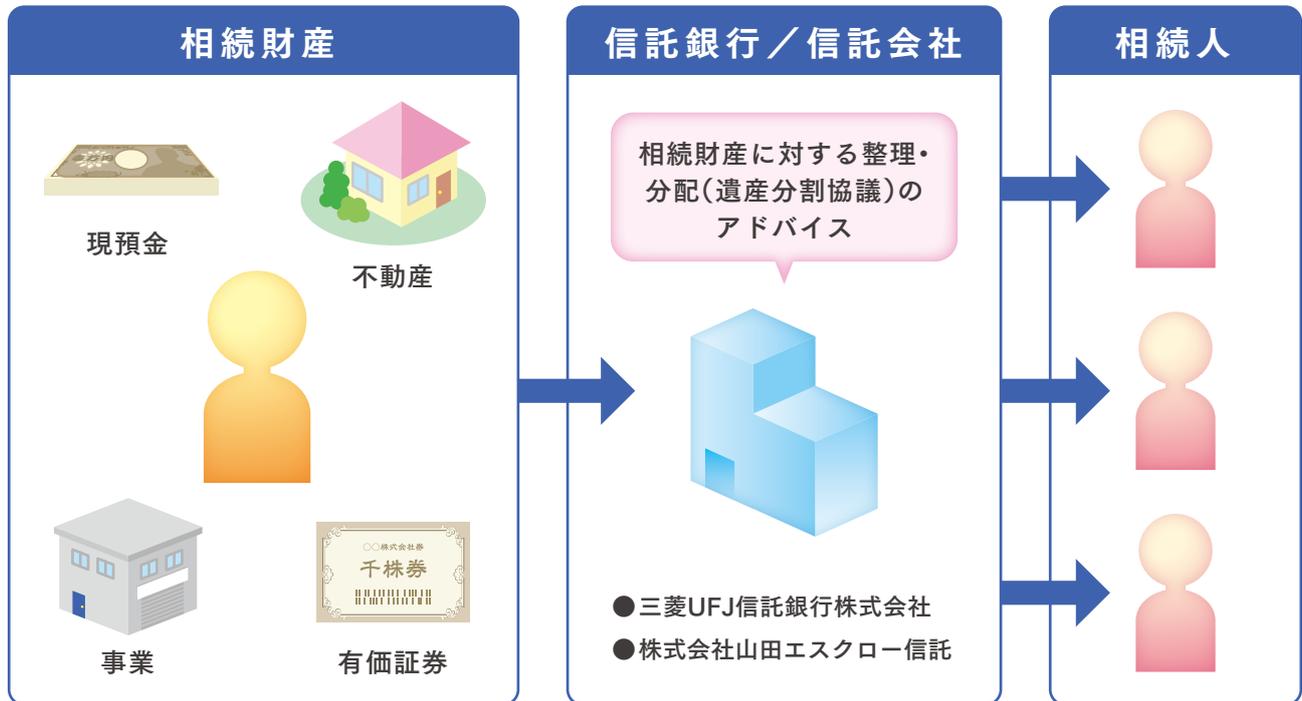
「遺産整理業務」は、豊富な経験と専門知識を有する信託銀行／信託会社の専門家が、相続にとまなう種々の問題への適切なアドバイスと、さまざまな手続きのお手伝いをさせていただくサービスです。

まずはお気軽にご相談ください。

- 本商品は三菱UFJ信託銀行／山田エスクロー信託の商品であり、新生銀行は三菱UFJ信託銀行の信託代理店、山田エスクロー信託の業務提携店として取扱をしております。
- 本商品につきましては、三菱UFJ信託銀行の信託代理店として媒介(商品のご紹介と情報の取次ぎ)を、山田エスクロー信託の業務提携店として取次ぎを、いたします。ご契約に際しては、お客さまと三菱UFJ信託銀行／山田エスクロー信託が契約当事者となります。

「遺産整理業務」イメージ

信託銀行／信託会社が「財産目録の作成」や「遺産分割手続き」等、円滑な相続手続きのお手伝いをさせていただきます。



このような方は是非ご相談ください。

- 相続に関する手続きに不慣れな方・時間的に余裕のない方
- 相続手続きが煩雑で、どう進めてよいのか分からない方
- 相続人同士が遠方に住んでおり相続手続きが取りづらい方
- 遺産分割の相談にのってほしい方
- その他、相続手続きでお困りの方

●遺産整理業務(以下、本商品)には三菱UFJ信託銀行／山田エスクロー信託所定の手数料がかかります(詳しくは各社作成のパンフレットをご覧ください)。【三菱UFJ信託銀行の手数料例】ご相続が発生した際の相続税評価額による遺産整理業務対象財産額が2億円の場合、遺産整理業務手数料2,916,000円(消費税込み)がかかります。【山田エスクロー信託の手数料例】ご相続が発生した際の相続税評価額による遺産整理業務対象財産額が1億円の場合、遺産整理業務手数料1,080,000円(消費税込み)がかかります(平成30年2月1日現在)。また税務申告にかかる税理士費用や相続登記にかかる司法書士費用等の諸費用が別途かかります。●お手続きの内容によっては、お引き受けできない場合もございますので、個別にご相談ください。ご相談の内容についての秘密は厳守いたします。

●本商品は三菱UFJ信託銀行／山田エスクロー信託の商品であり、新生銀行は三菱UFJ信託銀行の信託代理店、山田エスクロー信託の業務提携店として取り扱っています。●本商品につきましては、三菱UFJ信託銀行の信託代理店として媒介(商品のご紹介と情報の取次ぎ)を、山田エスクロー信託の業務提携店として取次ぎを、いたします。ご契約に際しては、お客さまと三菱UFJ信託銀行／山田エスクロー信託が契約当事者となります。

お問い合わせはお気軽に(担当者からお電話にて折り返しご連絡いたします)

新生パワーコール

0120-456-007

電話がつながりましたら *8▶4 と順番にプッシュ、オペレーターにつながります。

インターネット

新生銀行

検索

www.shinseibank.com



18K46